資料1

安曇野市介護保険等運営協議会 令和6年5月29日開催

令和6年度

地域包括支援センターの運営について

- ・ 令和6年度安曇野市地域包括支援センター事業計画 (案)
- ・ 令和6年度安曇野市地域包括支援センター予算書
- ・安曇野市地域包括支援センター業務委託に向けたスケジュール

令和6年度安曇野市地域包括支援センター事業計画(案)

1 包括的支援事業

- (1)介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)
 - ア 地域において自立した日常生活を送るための介護予防ケアマネジメントの実施
 - イ 総合事業対象者が介護予防に取り組めるための情報提供と支援並びに関係機関との 連携
- (2)総合相談支援業務

地域包括支援センターを拠点とした高齢者の各種相談の受付と対応

- ア 認知症相談支援の実施
- イ 適切なサービス利用へのつなぎと支援
- ウ 関係機関と連携した家族介護支援の実施
- (3)権利擁護業務
 - ア 高齢者虐待防止事業
 - ・高齢者虐待防止に関する普及啓発活動
 - イ 成年後見利用支援事業
 - ・成年後見制度に関する普及啓発活動
 - ウ 消費者被害防止事業
 - ・消費者被害防止の啓発と相談先の周知、担当課との連携
- (4)包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
 - ア 介護支援専門員への支援
 - ・安曇野市内の介護支援専門員の資質向上研修の開催と介護支援専門員間の連携強化
 - ・介護支援専門員が抱える困難事例への後方支援
 - イ 広報活動の継続
 - ・広報誌やホームページの活用、出前講座や地区活動における地域包括支援センター の周知
 - ウ 介護予防支援の指定を受けた指定居宅介護支援事業所との連携
 - ・介護予防サービス計画の検証に向けた体制の構築
- 2 多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築

包括的支援事業の効果的な実施のために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・ 医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービスなどのさまざまな社会的資源 が有機的に連携することができる環境整備を行う。

- (1) 地域ケア会議の開催・推進
 - ア 地域の関係機関と緊密な連携を図るための地域ケア個別会議の開催
 - イ 地域ケア個別会議等により把握された地域課題の集約、課題解決に向けた検討、市 との課題の共有
 - ウ 自立支援・介護予防に関する自立支援型個別ケア会議の実施
 - エ 安曇野市地域包括ケア推進会議を中心とした安曇野市地域ケア会議体制による、地

域包括ケア推進に向けた取組

- (2) 関係機関及び地域との連携活動
 - ア 介護サービス事業者や医療機関、民生児童委員会等の多職種との連携
 - ・関係団体会合への参加や合同会議における情報交換
 - ・多職種による勉強会への協力と参加
 - ・生活支援体制整備事業で各地域に配置されている<u>生活支援コーディネーターとの地域課題や社会資源等の共有</u>
 - イ 在宅医療・介護連携の推進として、地域の在宅医療・介護連携に関する会議や研修 会等への出席、課題の共有、市民への啓発活動等の実施
 - ウ 認知症施策の推進として、<mark>認知症地域支援推進員を中心とした関係機関とのネット</mark> ワークの強化
 - エ 認知症初期集中支援チームとの連携
 - オ 生活支援体制整備事業の核となる協議体への参加、地域のニーズや社会資源の把 握による地域包括ケアの推進
 - カ 安曇野市認知症見守りネットワークの普及、見守りシール交付事業との連携

3 介護予防支援事業

- (1) 要支援認定者に対する介護予防支援
 - ア 介護保険サービス利用希望者に対する迅速な情報提供と必要な支援及び関係機関と の連絡調整の実施
 - イ 介護保険サービス未利用者に対する状況把握と必要な支援の実施
- (2) 市内外の指定居宅介護支援事業所への介護予防支援の業務一部委託
 - ア スムーズな連携に向けた指定居宅介護支援事業所への迅速な情報提供
 - イ 手順書等を活用した委託業務の円滑な実施
 - ウ 介護支援専門員に対する自立支援に資するケアマネジメント等の助言、指導
 - エ 受託可能な指定居宅介護支援事業所の開拓及び情報収集
- (3) 高齢者虐待防止に向けた取組
 - ア 「高齢者虐待防止のための指針」に基づく業務の実施

4 その他

- (1)3包括の連携強化
 - ア 3包括定例会及び地域包括支援センター連携推進会議等における情報共有と課題検討
- (2) 事業評価の実施
 - ア 地域包括支援センターの継続的・安定的な事業を実施するための事業評価の実施
- (3) 災害・感染症対策
 - ア 有事の際も必要なサービスが安定的・継続的に提供できるよう、平時からBCP(業 務継続計画)に基づいた業務の実施

令和6年度 安曇野市中央地域包括支援センター事業計画書(案)

【令和6年度目標】

高齢者が地域において自立した日常生活を送れるよう地域包括ケアの推進に向け、自立支援型個別ケア会議及び地域ケア個別会議を開催するとともに、認知症施策の取組を推進します。また、基幹型のセンターとして、地域包括支援センター連携推進会議等を開催し、委託包括との連携強化を図るとともに、生活支援体制整備事業との連携や在宅医療・介護連携等、地域の関係機関とのネットワーク構築に取り組みます。

1 包括的支援事業

- (1)介護予防ケアマネジメント業務
 - ア 介護予防事業参加者が継続的に介護予防に取り組めるための情報提供を行います。
 - イ 介護予防・日常生活支援総合事業の適切な利用に向けた情報提供と関係機関との連携を 行います。

(2)総合相談支援業務

ア 認知症施策推進のための認知症の相談支援をはじめ、高齢者の各種相談に応じ、相談者 に対する適切なサービス利用や関係機関へのつなぎと支援を行います。また、関係機関 と連携し、家族介護者への相談支援の充実を図ります。

(3)権利擁護業務

- ア 高齢者虐待防止事業や成年後見利用支援事業、消費者被害防止事業に関する普及啓発 活動ならびに相談窓口の周知を行います。
- イ 権利擁護に関する理解を深めるための研修会等を開催します。

(4)包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

- ア 介護支援専門員への支援
 - ・安曇野市内の主任介護支援専門員を含む介護支援専門員の資質向上に向け、研修を開催します。
 - ・必要に応じて介護支援専門員への後方支援を行います。
- イ 広報活動の継続
 - ・広報誌やホームページ、出前講座や地区活動において地域包括支援センターの周知を行います。
- ウ 介護予防支援の指定を受けた指定居宅介護支援事業所との連携
 - ・介護予防サービス計画の検証に向けた体制を構築します。

2 重点的に取り組むべき事項

(1) 認知症施策の推進

- ア 高齢者介護課の保健師と連携し、認知症地域支援推進員を中心に地域の関係機関とのネットワークを強化します。
- イ 認知症見守りネットワーク事業と見守りシール交付事業の周知を図り、地域による見守 りネットワークの充実と利用促進を図ります。
- ウ 認知症初期集中支援チーム員として、認知症や疑いのある方、その家族等への早期対応・ 支援を行います。
- エ 認知症の本人・家族の支援ニーズと認知症サポーター等を中心とした支援者をつなぐ仕組みである「チームオレンジ」の体制づくりに向け、関係機関への協力・連携に努めます。

(2) 地域ケア会議の開催・推進

- ア 地域の課題集約に有効な地域ケア個別会議を、介護支援専門員と協働し地域で実施します。また、多くの地域で取り組めるよう未実施の介護支援専門員への働きかけや支援を行います。
- イ 自立支援・介護予防の観点を踏まえた自立支援型個別ケア会議を開催し、高齢者の自己 実現を支援するとともに、地域資源の改善及び開発を行います。
- ウ 地域包括支援センター連携推進会議では、地域ケア個別会議等により確認された課題を 集約し、共通の地域の課題として取り組むべき内容についての検討を行います。また、全 市的に必要と考えられる取組については、市と課題を共有し政策へつなげます。

(3) 関係機関及び地域との連携活動

- ア 介護サービス事業者や医療機関、民生児童委員会等の多職種との連携を推進します。
- イ 在宅医療・介護連携活動として、介護サービス事業者等に対する研修会の周知や、市民 への啓発活動等を行います。
- ウ 生活支援体制整備事業で各地域に配置されている生活支援コーディネーターと地域課題や社会資源等の共有を図り、高齢者の相談支援に活かします。

3 地域の実情に応じた取り組み

(1)現状と課題への取り組み

管轄地域である豊科地域は昭和50年代に開発された複数の造成地において、地域全体が一斉に高齢化を迎えています。また、明科地域は他地域に比べ高齢化率が高く過疎が進んでおり、高齢者が高齢者を支えている現状があります。利用したいサービスが地域に存在せず、遠方の事業所の利用を検討する場合や、サービス提供に困難性がある地域への支援に悩む事例もあります。

以上のことから、地域の実情に応じた支援が提供できるよう、日ごろから介護支援専門員や生活支援コーディネーター等と連携を図るとともに、民生児童委員等と連携した見守り活動を継続していきます。また、明科地域で開催される行事等での出張相談窓口や民生児童員会等において相談の機会を設け、地域の課題やニーズの把握に努めます。

4 その他全体的な取り組み

(1) 基幹型地域包括支援センターとしての役割

基幹型地域包括支援センターとして、各地域包括支援センター間の総合調整、関係機関と

のネットワーク構築等、高齢者が地域において自立した日常生活を送れるよう、サービスの 向上に努めます。

(2) 地域包括支援センターの連携

地域包括支援センターの運営が円滑に行えるよう、毎月3か所の地域包括支援センター管理者等による定例会を開催します。定例会では3包括で情報を共有し、共通課題については解決に向けた検討を行います。

(3) 災害・感染症対策

災害発生時や感染症の拡大時、必要なサービスが市民へ安定的・継続的に提供できるよう、 令和5年度に策定したBCP(業務継続計画)に基づき、平時から医療機関、保健所、介護 保険サービス事業所等との連携を図るとともに、職員に対する研修・訓練等を実施します。

令和6年度 北部地域包括支援センター事業計画書(案)

【令和6年度目標】

安曇野市が推進する「安曇野市地域包括ケアシステム」の構築に積極的に寄与するため、「地域ケア個別会議」や「自立支援型個別ケア会議」を実施し、地域課題の発見に努めるとともに、高齢者のQOLの向上や介護支援専門員のスキルアップを目指します。また「認知症施策の推進」「生活支援整備体制事業との連携」の重点施策についても積極的に事業展開していきます。

1. 包括的支援事業

(1) 介護予防ケアマネジメント

- ·「介護予防・日常生活支援総合事業」の展開に当たり、関係機関との情報共有並びに連携を更に図ります。
- ・高齢者自身が自らの選択により介護予防、日常生活支援を目的として、地域での自立した生活を送ることができるよう必要な援助を行います。

(2)総合相談支援業務

- ・相談者の主訴を的確に見極め、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的に支援します。
- ・地域課題の発見につながる相談案件の場合は、社協地域福祉課や関係機関と課題共有し、関係する 会議においても課題提案します。

(3) 権利擁護業務

- ・高齢者虐待や困難な案件に対し、中央地域包括支援センターや市所管課との連携を強化します。
- ・消費者被害については訪問時に情報提供を行い、被害防止の啓発活動に努めます。
- ・ケースマネジメントを職員間で共有、研鑚します。また関係する研修会には積極的に参加します。

(4)包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

・高齢者が介護保険をはじめとする様々な事業を適切に利用できるように、医療、介護、行政等の関係機関との連携や多職種の協働により、介護支援専門員が主体的にマネジメントできるよう、後方・側面的支援を行います。

2. 重点的に取り組むべき事項

(1) 認知症施策の推進

- ・「認知症ガイドブック」の活用や、認知症サポーター養成講座の講師を積極的に務めることで、認知 症に対する市民の理解を深めるための活動を行います。
- ・「認知症見守りネットワーク事業」や「見守りシール交付事業」の普及に努め、地域全体で見守るためのネットワークづくりと関係機関との連携強化を更に図ります。

(2)生活支援体制整備事業との連携

・この事業の核となる協議体会議に今後も参加し、地域生活課題の解決に向けて、生活支援コーディネーターと連携しながら、地域包括支援ネットワークの構築に寄与できるよう努めます。

(3)地域ケア個別会議を基礎としたネットワークづくり

・地域ケア個別会議を開催し、地域課題の検討に併せて関係機関のネットワーク構築を促します。

・自立支援型個別ケア会議を実施します。会議の参加者が、事例に対する多職種の専門的な視点に基づく助言を通じて、自立に資するケアマネジメントの視点や、サービス等の提供に関する知識・技術の習得を目指します。

3. 地域の実状に応じた取り組み

・最近の穂高地域の傾向を見ると、要支援・要介護認定者数の増加が顕著になっています。原因としては、ここ数年間のコロナフレイルの影響や、移住者の方々の高齢化なども考えられます。穂高地域では高齢者人口が11,000人を超え、独居の方も多く、身寄りのない方も見られます。今後ますます支援が必要になる方の増加が予想されます。住み慣れた地域で安心して生活していただくためには、介護保険サービスだけでなく、地域にある様々な社会資源を活用できることが重要になってきます。包括支援センターがつなぎ役となり、情報の提供や必要なサービスを皆様にお伝えできるよう努めていきます。また、地域における高齢者の活動の場などに積極的に顔を出し、地域包括支援センターの周知にも努めます。

4. その他全体的な取り組み

- ・令和6年度から施行の「第4期安曇野市地域福祉計画・地域福祉活動計画」においては重点事業 【包括的支援体制づくり】に、市と連携した相談窓口として地域包括支援センターが位置づけされ ています。多様化する生活課題に関係諸機関や様々な社会資源と連携して対応していくことにます ます注力していきます。
- ・安曇野市や関係機関と連携してBCP(業務継続計画)を策定<mark>しました</mark>。感染症の流行や災害の発生時であっても可能な限り業務継続及び業務の再開を行い、地域の高齢者支援ができるよう体制を構築していきます。
- ・個人情報については個人情報の保護に関する法律の規定を順守しつつ、個人情報の取得、利用、管理 を適正に行います。

令和6年度 南部地域包括支援センター事業計画書(案)

【令和6年度目標】

地域包括支援体制の充実のため、総合相談の対応力向上、家族介護支援を充実するための体制整備の機能強化を図ります。そのために地域の関係機関とのネットワークを構築し、地域課題の発見に努めるとともに、高齢者のQOLの向上や介護支援専門員のスキルアップを目指します。また「認知症施策の推進」「生活支援体制整備事業との連携」の重点施策についても積極的に事業展開していきます。

1. 包括的支援事業

(1)介護予防ケアマネジメント

- ·「介護予防・日常生活支援総合事業」の展開に当たり、関係機関との情報共有並びに連携を更に図ります。
- ・高齢者自身が自らの選択により介護予防、日常生活支援を目的として、地域での自立した生活を送ることができるよう必要な援助を行います。

(2)総合相談支援業務

- ・相談者の主訴を的確に見極め、適切な機関・制度・サービスにつなぎ、継続的に支援します。
- ・地域課題の発見につながる相談案件の場合は、社協地域福祉課や関係機関と課題共有し、関係する 会議においても課題提案します。

(3) 権利擁護業務

- ・高齢者虐待や支援困難な案件に対し、中央地域包括支援センターや市所管課との連携を強化します。
- ・消費者被害については訪問時に情報提供を行い、被害防止の啓発に努めます。
- ・ケースマネジメントを職員間で共有、研鑽します。また権利擁護に係わる理解を深めるための学習会を適宜設け、関係する研修会には積極的に参加します。

(4)包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

・高齢者が介護保険をはじめとする様々な事業を適切に利用できるように、医療、介護、行政等の関係機関との連携や多職種の協働により、介護支援専門員が主体的にマネジメントできるよう、後方・側面的支援を行います。

2. 重点的に取り組むべき事項

(1)認知症施策の推進

- ·認知症基本法に基づき認知症の人が尊厳ある暮らしをするため理解を深め、認知症推進員を中心に 地域で支える啓発を行っていき、関係機関との連携強化に努めます。
- ·「認知症見守りネットワーク事業」や「見守りシール交付事業」の普及に努め、地域全体で見守るためのネットワークづくりと関係機関との連携を更に図ります。
- ・認知症の方やその家族の抱える悩みや生活支援ニーズ等と認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みであるチームオレンジ構築に向け活動を展開していきます。

(2) 生活支援体制整備事業との連携

・この事業の核となる協議体会議に今後も参加し、地域生活課題の解決に向けて、生活支援コーディネーターと連携しながら、地域包括支援ネットワークの構築に寄与できるよう努めます。

(3)地域ケア個別会議を基礎としたネットワークづくり

- ・地域ケア個別会議を開催し、地域課題の検討に併せて関係機関のネットワーク構築を促します。
- ・自立支援、介護予防の観点を踏まえて自立支援型個別ケア会議を実施します。会議の参加者が、事例に対する多職種の専門的な視点に基づく助言を通じて自立に資するケアマネジメントの視点や、サービス等の提供に関する知識・技術の習得を目指します。

3. 地域の実状に応じた取り組み

- ・三郷地域は、同時期に開発された新興住宅地の住民の高齢化や、高齢者のみ世帯・独居世帯、日中 独居世帯も多く支援が必要な状態となっていても関係者による早期の関わりが難しいことがありま す。また、学校周辺の造成地には若い世代の転入者も多いが、山沿い地域や農村部との年齢差や高 齢化率の差も大きくなっています。高齢化率の高い地域ではキーパーソン不在の家庭も珍しくはあ りません。認知症に関わる相談も多く、認知症カフェの運営者や認知症対応型通所施設の職員とも 協同し、認知症があっても暮らしやすい地域づくりや認知症高齢者とその家族を支える支援の方法 についての会議に取り組んでいきます。
- ・堀金地域においては、古くから近隣同士の繋がりが残る地域では高齢者のみ世帯や独居で支援が必要な状態であれば近隣住民から連絡があり必要な支援に繋がるケースもあります。しかし住宅地では2世代3世代同居でも家族で支え合い生活している中で状況の悪化や介護負担が重度化し早期の介入とならないこともあります。民生委員や地域の居宅介護支援事業所が事情を把握しているケースも多く、情報共有しながら課題やニーズ把握に努め、サービス事業所、生活支援体制整備事業協議体とも連携して必要な支援や取り組みに繋げていきます。

4. その他全体的な取り組み

令和6年度から施行の「第4期安曇野市地域福祉計画・地域福祉活動計画」においては、重点事業 【包括的支援体制づくり】に、市と連携した総合相談として地域包括支援センターが位置付けられ ている。多様化する生活課題に関係諸機関や様々な社会資源と連携して対応していくことにますま す注力していきます。

令和6年度 安曇野市中央地域包括支援センター予算書

歳入 (単位:円)

	科目		収入額	備考
款	項	目	拟八領	加
1介護保険料	1介護保険料	1第1号被保険者保険料	24, 904, 000	地域支援事業財源充当分
3国庫支出金	2国庫補助金	3地域支援事業交付金(新総合事業以外分)	42, 751, 000	包括的支援事業・任意事業分
5県支出金	2県補助金	2地域支援事業交付金(新総合事業以外分)	21, 375, 000	包括的支援事業・任意事業分
6サービス収入	1介護予防給付費収入	1介護予防居宅サービス収入	23, 480, 000	介護予防サービス計画費収入
8繰入金	1一般会計繰入金	4地域支援事業繰入金(新総合事業以外分)	21, 375, 000	包括的支援事業及び任意事業分
	合	計	133, 885, 000	

歳出 (単位:円)

科目				支出額	備 考		
款	項	目	節	又山領	7H ~5		
3地域支援事業費	2包括的支援事業· 任意事業費	1包括的・継続的ケアマ ネジメント支援事業費	1報酬	12,790,000	会計年度任用職員報酬(介護支援専門員等)		
			2給料	15,646,000	一般職		
			3職員手当等	8,613,000	職員諸手当(一般職)		
		事業:地域包括支援センター		4,719,000	会計年度任用職員諸手当(介護支援専門員等)		
		運営事業	4共済費	4,816,000	職員共済組合納付金、公務災害(一般職)		
			7報償費	44,000	講師謝礼		
			8旅費	57,000	研修旅費		
				287,000	会計年度任用職員通勤費(介護支援専門員等)		
			10需用費	312,000	事務用品、図書等		
				177,000	自動車用燃料(公用車)		
			11役務費	26,000	損害賠償保険		
			12委託料	50, 400, 000	地域包括支援センター業務委託料(北部、南部)		
				9, 413, 000	介護予防ケアマネジメント業務(総合事業分:中央)		
			13使用料及び賃借料	529,000	パソコン借上料等(北部)		
				618,000	自動車借上料(中央)		
			18負担金補助及び交付金	357,000	主任介護支援専門員更新研修等		
				2, 191, 000	退職手当(一般職)		
				47,000	職員互助会(一般職)		
地域支援事業小計			111,042,000				
4介護サービス事業費	1介護予防支援事業	2介護予防支援事業	12委託料	22, 843, 000	介護予防支援業務(予防給付分:中央)		
		事業:介護サービス事業費					
指定介護予防支援事業小計				22, 843, 000			
台	ì	計		133, 885, 000			

令和6年度 安曇野市南部地域包括支援センター 予 算(案)

1 歳 入

科	目	歳	入(単位:円)	摘	要	(単位:円)
委託料			21,000,000	安曇野市からの委託料		
介護予防支援介護	美料収入		13,350,000			
介護予防・日常生活支援総合事 業収入			5,781,000			
合	計		40,131,000			

2 歳 出

区分	歳 出(単位:円)	摘 要 (単位:円)		
		職員6名(パート職員2名、派遣職員案分含む)		
職員手当	4,408,000	通勤手当、賞与、資格手当、扶養手当		
		法定福利費、退職年金、退職掛金繰入金		
共済費	4,369,000	厚生会、健康診断		
人件費小計	23,839,000			
報償費	31,000	講師謝礼、会議費		
旅費・研修費	136,000	実務研修、職員研修		
需用費	314,000	消耗品、車両燃料費、渉外費、		
業務委託料	13,493,000	介護予防支援・介護予防ケアマネジメ外委託プラン料		
役務費	666,000	通信運搬費、印刷製本費		
賃借料	642,000	コピー機、車両3台		
管理経費	150,000	三郷支所按分		
損害保険料	78,000	保険料、		
備品費	136,000			
租税公課費	110,000	収入印紙		
会計間繰入金	536,000	法人本部経費		
予備費	0			
管理費小計	16,292,000			
合 計	40,131,000			

令和6年度 安曇野市北部地域包括支援センター 予 算(案)

1 歳 入

科目	歳 入(単位:円)	摘	要	(単位:円)
委託料	29,400,000	安曇野市からの委託料		
介護予防支援介護料収入	18,658,000			
介護予防・日常生活支援総合事 業収入	8,935,000			
合 計	56,993,000			

2 歳 出

区分	歳 出(単位:円)	摘 要 (単位:円)		
<u> </u>		1的 女 (半位・口/		
給料(臨時職員賃金含む)	20,749,000	職員8名(パート職員2名、派遣職員案分含む)		
職員手当	5,729,000	通勤手当、賞与、資格手当、扶養手当		
共済費	5,625,000	法定福利費、退職年金、退職掛金繰入金		
六/月 貝		厚生会、健康診断		
人件費小計	32,103,000			
旅費・研修費	384,000	実務研修、職員研修		
需用費	726,000	消耗品、車両燃料費、渉外費		
業務委託料	19,175,000	介護予防支援・介護予防ケアマネジメング委託プラン料		
役務費	680,000	通信運搬費、印刷製本費		
賃借料	702,000	コピー機リース料、車両リース料4台分		
管理経費	147,000	水道光熱費 穂高支所按分		
損害保険料	99,000	リース車両任意保険他		
報償費	51,000	自立支援型ケア会議 講師謝礼		
会計間繰入金	715,000	法人本部経費		
予備費	2,211,000			
管理費小計	24,890,000			
合 計	56,993,000			

安曇野市地域包括支援センター業務委託に向けたスケジュール

1 名 称:①安曇野市中央地域包括支援センターの業務委託

②安曇野市南部地域包括支援センターの業務委託

2 包括の名称:①安曇野市中部地域包括支援センター

②安曇野市南部地域包括支援センター

3 契約期間:令和7年4月1日~令和10年3月31日(3年間)

4 スケジュール(予定)

月日	内容	
令和6年8月	第1回選定委員会	
	実施の公示(掲示・ホームページ)	
令和6年8月下旬~ 9月下旬 参加申込の受付		
令和6年10月	介護護保険等運営協議会(参加申込状況等報告)	
行机0年10月 	第2回選定委員会(公募型プロポーザル) (候補者の決定)	
令和6年11月以降	契約締結	
契約締結後業務引継ぎ準備		
令和7年3月 介護護保険等運営協議会(受託法人等について報告)		
令和7年4月	中部地域包括支援センター、南部地域包括支援センター業務委託開始	